

警察庁作成の「痴漢・盗撮被害の申告・相談をしやすい環境を整備するための啓発パンフレット」についての周知・活用をお願いするものです。

事務連絡
令和5年8月28日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管部課
構造改革特別区域法
第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課
各国公私立大学担当課 御中
各公私立短期大学担当課
各国公私立高等専門学校担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

警察庁作成「痴漢・盗撮被害の申告・相談をしやすい環境を整備するための啓発パンフレット」の周知について（依頼）

痴漢は、重大な犯罪であって、個人の尊厳を踏みにじる行為であり、断じて許すことはできません。令和5年3月30日には、「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」が策定され、痴漢撲滅に向けて、政府一体となって取組を進めているところです。

この度、警察庁から、中学生以上を主に対象とした「痴漢・盗撮被害の申告・相談をしやすい環境を整備するための啓発パンフレット」について、別紙の通り周知依頼がありましたので、生徒等の啓発に適宜御活用いただけるようお願いいたします。

なお、痴漢対策については、令和5年3月30日付け事務連絡「児童生徒等の痴漢被害への対応について（依頼）」（以下URL参照）において依頼しているところですので、あわせてご確認ください。

【令和5年3月30日付け事務連絡】

https://www.mext.go.jp/content/20230418-mxt_kyousei01_000014005_2.pdf

各都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校（専修学校・各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市町村教育委員会等に対して、各都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の私立学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項

の認定を受けた地方公共団体の担当課におかれては所轄の学校に対して、各国公私立大学・各公私立短期大学担当課・各国公私立高等専門学校担当課におかれては学内及び附属学校に対して、厚生労働省医政局医療経営支援課及び厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の専修学校に御周知くださるようお願いいたします。

【本件連絡先】

総合教育政策局 男女共同参画共生社会学習・安全課

男女共同参画学習室 男女共同参画企画係

TEL:03-5253-4111 (内線 3406)

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課長 殿

原 議 保 存 期 間 1 年
(令和7年3月31日まで)

事 務 連 絡
令 和 5 年 8 月 2 5 日
警察庁生活安全局生活安全企画課長

痴漢・盗撮被害の申告・相談をしやすい環境を整備するための啓発パンフレットデータの送付について

平素は、痴漢対策を含む防犯活動等に関し格別の御支援、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和5年3月30日に策定された「痴漢撲滅に向けた政策パッケージ」において、警察が取り組むべき施策として、被害者が被害を申告・相談しやすい環境の整備が掲げられているところ、警察庁においては、痴漢・盗撮の被害者・目撃者がとることが望ましい行動、警察における捜査の流れの概要、通報・相談窓口の連絡先等について記載したパンフレットを作成し、各都道府県警察に対して送付したところで

す。
つきましては、貴省においても本パンフレットの趣旨を御理解いただき、教育委員会等を通じて、児童、生徒及び学生等への啓発に活用していただきますようお願い申し上げます。

皆さまの勇気と行動が 犯人の検挙とさらなる被害の防止に つながります！

ひとりで悩まず、早めに相談しましょう

家族や友だちなど、身の回りの人が悩んでいたら、話を聞いたり、相談窓口を紹介してあげましょう。

110番通報

- ・何があったか、いつ起きたか、場所はどこか
 - ・被害や被害者の様子
 - ・犯人の外見、服装などの特徴
- などを落ち着いて、ひとつひとつお伝えください。



▶ その他の連絡先

各都道府県警察の相談窓口

各都道府県警察では、365日24時間、被害の相談を受け付けています。各都道府県警察の具体的な痴漢対策については、警察庁HPをご覧ください。

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/bouhan/chikan/chikantaisaku.html>



性犯罪被害相談電話「#8103」(ハートさん)

「#8103」に連絡すれば、発信した地域を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話窓口につながります。



(警察以外の連絡先)

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター「#8891」

性犯罪・性暴力の被害に遭った方に、医療的支援、相談・カウンセリングなどの心理的支援、警察への同行支援などを行っている相談窓口です。



痴漢・盗撮を許さない！ あなたの行動で 救われる人がいます

すぐに
110番
通報を！

みんな
あなたの
味方です！



警察庁

痴漢・盗撮の被害に遭われた方、被害を目撃された方へ

**痴漢・盗撮は、重大な犯罪です！
被害者は全く悪くありません**



【被害に遭われた方へ】



周りの人に助けを求めてください

お尻などの身体を触られた、下着等の写真を撮られたなどの被害に遭った際はあなたの安全を確保するため、声を上げる、防犯アプリを活用するなどの方法で、周りの人に助けを求めてください。



警察に110番通報、または相談してください

安全を確保することができたら、すぐに110番通報してください。また、被害に遭ってから時間が経っていてもかまいませんので、いつでも警察に相談してください。どんな小さなことでもかまいません。

【被害を目撃された方へ】

被害者に声をかけてください

被害を目撃したら、見て見ぬふりをせず、「大丈夫ですか？」「警察を呼びましょう」などと、声をかけてあげてください。

駅員、警察官などに知らせてください

駅員や周りの人に声をかけて協力を求めたり、警察に110番通報をしたりしてください。



被害の届出を受けた警察の対応について

あなたの協力がさらなる被害防止につながります！

警察では、被害に遭われた方の心の負担の軽減に配慮し、犯人検挙のための捜査を行います。
決して泣き寝入りせずに、警察を頼ってください。

※なお、以下に記載する流れは一例であり、具体的な流れは事案によって異なります。



警察官による 現場の確認

警察官が被害が発生した現場に出向いて状況を確認し、写真撮影などを行います。被害者のプライバシーの保護などには十分に配慮します。



あなたのプライバシーを守りながら被害状況を調べます

衣服など 証拠品の確認

被害に遭った時に着ていた衣服や持ち物には、検挙につながる証拠が見つかることがあるため、お借りする場合があります。



犯人を見つけるために衣服なども調べます

警察署での 事情聴取

可能な限り、被害に遭われた方の希望に応じた性別の警察官がお話をお聞きます。



あなたが安心して話せる警察官が対応します

被害状況の 再現見分の実施

被害者の方に立ち会っていただきながら、被害当時の状況を再現して捜査を行うことがあります。

つらいと思ったら、すぐに言ってください。

つらいときはすぐに警察官にご相談ください